

藤枝法人会報



あさひ な おおりのうせい
〈朝比奈大龍勢〉

No. 99

平成26年12月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)
TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310
E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp
URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

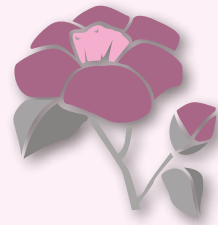


めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募 集 中

平成26年度

納税表彰式



……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成26年度納税表彰式が、平成26年11月10日(月)藤枝小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。



藤枝税務署長表彰受賞の皆様

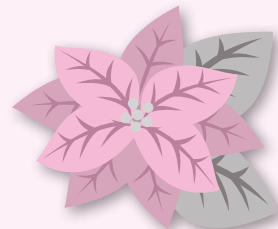


藤枝地区税務推進協議会長表彰受賞の皆様

当会関係者では次の方々が受賞されました。

藤枝税務署長表彰

法 人 名	法 人 会 役 職	氏 名
焼 津 信 用 金 庫	会 長	牧 田 和 夫



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法 人 名	法 人 会 役 職	氏 名
株 式 会 社 藤 興	青 年 部 会 長	西 野 浩 史
医 療 法 人 社 団 平 成 会	女 性 部 会 長	平 井 眞 子



平成26年度 ……………受賞おめでとうございます……………

(一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 26 年 11 月 6 日(木) 焼津グランドホテルにて、藤枝税務署の坪井署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、西洋アンティーク評論家の岩崎紘昌氏に「なんでも鑑定団裏話」というテーマでご講演頂きました。



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (小山副会長)

功労法人表彰 5社 (会社名五十音順 敬称略)

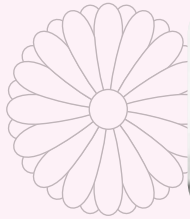
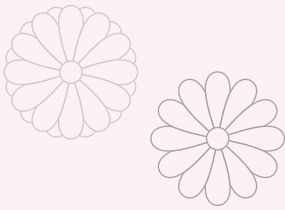
多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



法人名	役職名	氏名
株式会社 赤阪鐵工所	代表取締役	赤阪 全七
株式会社 共水	代表取締役社長	片岡 征哉
株式会社 コハマ	代表取締役	小濱 勝廣
株式会社 大勝堂外商部	代表取締役	安藤 聡
焼津鯉節水産加工業協同組合	代表理事	鈴木 隆

会員たる法人の役職員表彰 5名 (氏名五十音順 敬称略)

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



氏名	法人名	役職名
鈴木 廣利	株式会社松田屋	取締役会長
西野 浩史	株式会社藤興	専務取締役
法月 吉郎	株式会社かしはる	取締役会長
平井 眞子	医療法人社団平成会	理事
松葉 義之	松葉倉庫株式会社	取締役会長

祝辞



坪井税務署長様



鷲山財務事務所長様



大石税理士会支部長様



〈受賞者代表謝辞〉
鈴木 廣利氏



皆様、おめでとうございます。



個人番号
法人番号

マイナンバー法が施行されると 税・社会保険の実務はどう変わるのか?

特定社会保険労務士 小島 信一

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）」が公布され、来年10月には国民1人に1つの番号（これを個人番号といいます）が付与されます。

本稿では、平成27年10月以降、大きく変わりそうな社会保険・税の会社事務について概説します。

●マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度は、簡単にいうとどのようなものなのでしょうか。

内閣官房の資料によると、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である」と記載されています。

今後、マイナンバー制度は水道や電力、道路などのように、国民生活に欠かせない「インフラ＝基盤」になっていくのです。

●誰が対象となるのか

マイナンバーの対象は、個人と法人です。

報道等では個人番号に注目が集っていますが、法人にも番号は付番されます。

個人番号は、住民票コードの付番履歴のある日本国民及び中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者に対して市区町村が付番します。

新生児からお年寄り、外国人に至るまで自分の番号を持つようになるのです。

なお、法人に対しては国、地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、納税義務や源泉徴収義務、法定調書の提出義務がある人格のない社団などに国税庁長官が付番して行きます。

●マイナンバー法がめざすもの

マイナンバー制度を政府が国民を監視するためのツールと誤解している向きもありますが、実際のところ法律を読んでも、そうではないことがわかります。

どちらかという、社会保険の給付を適切に行いたい、そのために所得等を正確に把握したい、という趣旨になっています。

マイナンバー法によって実現したいことは、次のようなものです。

①よりきめ細やかな社会保障給付の実現

例) 総合合算制度（仮称）の導入、高額医療制度・高額介護合算制度の現物給付化（費用立替をなくす）、給付過誤や給付モレ、二重給付の防止ができる。

②所得把握の制度の向上

番号を使うことで効率的に名寄せ・突合することが可能となるため、所得の把握が容易になる。

③災害時における活用

例) 災害時要援護者リストの作成および更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援などが考えられる。

④自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

例) 各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等の行う際に参考となる情報の確認などができるようになる。

⑤事務・手続の簡素化、負担軽減

所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資格の確認の簡素化、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられる。

⑥医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる、各種行政手続において診断書添付の省略、年金手帳、医療保険証、介護保険証の一元化などができます。

以上が大綱で記載された今後実現したいことです。

ただ、これらはすぐにできるものと、法改正が必要なものもあるため、今後少しずつ取扱いが変わってくるようになります。

当面は、⑤の行政事務効率化が始まって行きます。

●民間事業者（企業）が個人番号を利用する場合

民間事業者（企業）は、従業員・顧客・株主などから、個人番号（マイナンバー）を記載した書面などを受け取り、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調書に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、年金、健康保険、雇用保険などの各種社会保障手続において、従業員から個人番号を記載した申請書などを受け取り、日本年金機構や健康保険組合などへ提出します。

●今後のスケジュール

マイナンバー法は、平成25年5月31日に公布されました。その後、本年1月1日には特定個人情報保護委員会が設置されるなど、準備は着々と進んでいます。

今後は、平成27年10月をめどに個人番号が各市区町村から通知され、平成28年1月をめどに個人番号の利用が開始される予定です。

なお、番号通知の方法ですが、郵送で、住民票のある住所に「通知カード」によって行われます。

一方、法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。

また、法人番号はホームページで公開されるようになります。

●実務上の留意点

まずは、自社のマイナンバー対応範囲とスケジュールを確認します。

人事・労政、経理などは当然として、営業の部署はどうでしょうか。

マイナンバーは顧客や個人の取引先などからも番号を取得する必要があるため、番号について関わる関係部署はどこなのか、を確認します。

次に、社員に対する教育・研修が必要になるでしょう。

マイナンバー制度の概要は、全社的に周知徹底しておくべきです。

なぜなら、マイナンバー法は、すべての民間企業に対して、特定個人情報（マイナンバーのついた個人情報）の取扱いに関する管理義務を置いています。

そして、漏えい等した場合の罰則がかなり厳しいものになっているからです。

個人情報保護法よりも情報の管理等が厳格であることに留意が必要です。

●人事給与、経理関係の部署

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料（健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険）の納付、被保険者資格及び給付に関する申請や異動等に関する届出においてマイナンバーを利用します。

以上、マイナンバー法について個人番号中心に見てきましたが、法人番号利用についての視点も考慮しておくといいいでしょう。

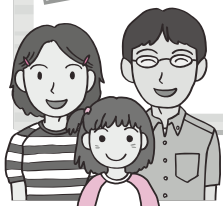
1つの法人に1つの番号が付番されるのですから、法人情報の名寄せ・突合を効率的に行うことができようになりまし、EDI（電子データ交換）取引等で活用できることが期待されています。

法律名	条文番号	届出事項
健康保険法	48条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
厚生年金保険法	27条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
雇用保険	7条	被保険者の資格取得および喪失
所得税法	225条	利子所得、配当所得に関する支払調書、報酬、料金、契約金、利子等に関する支払調書、損害保険、生命保険の保検金給付に関する支払調書、不動産等の譲渡対価・貸付斡旋手数料の支払調書など
国外送金等支払調書法	4条1項	国外送金等支払調書

(2014.9.30 記)



写真で見る



「夏休み親子税金教室」

8/1
金

in 焼津市文化センター

主催：女性部会 参加者：大人28名 子ども42名



スタート!



司会：清水副部会長



女性部会、平井部会長の開会あいさつ。



今日の講師は、藤枝税務署の櫻井事務官。



藤枝税務署の真野統括官のごあいさつ。



… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう！」大地の妖精コッピーとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・？毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページ
に続く





… さて、税金についての勉強です …



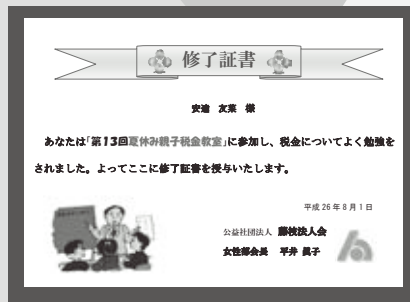
みんな真剣に聞き、メモを取っています！



… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …



全法連テキスト「クイズだぜい！」



最後に、代表して安達友菜さんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。

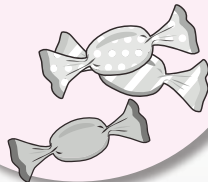


参加賞

けんたグッズ一式



帰りには、恒例！キャンディのつかみ取り。たくさん取れたかな？



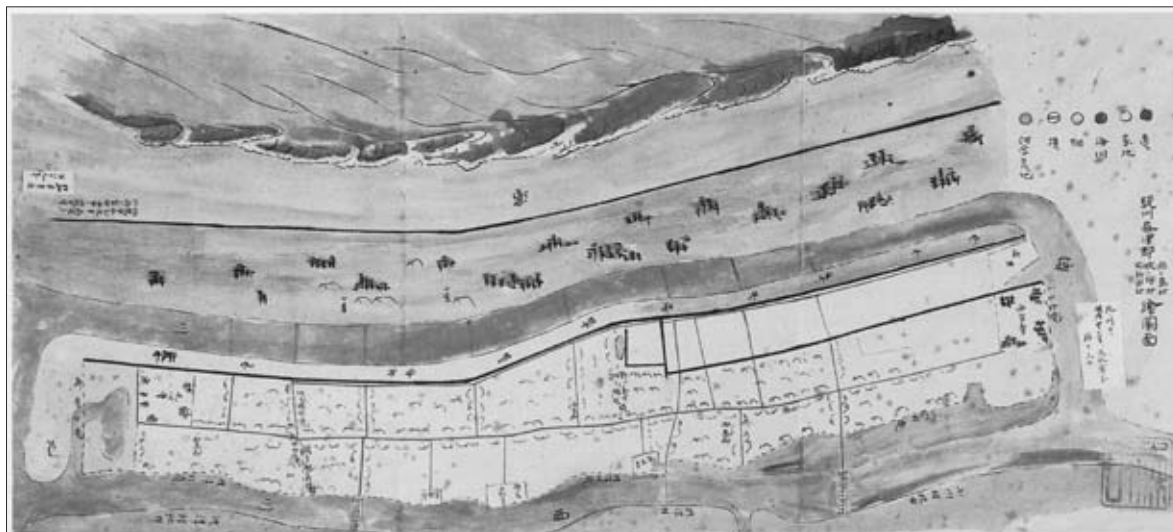
「高波が襲う焼津の街」

一枚の写真に、目を奪われる。焼津の市制50周年の写真集の一枚です。年配の焼津市民は、その昔の台風の恐ろしさを覚えている方も多いと思います。堤防を乗り越える高波は、凄まじいものがありますが、この堤防がないとしたら、その被害は、大変なものだったように思います。明治30年ごろに度重なる台風被害で、焼津旧三町の住民は、この地を安住の地と考えることができなくなり、土地を捨てるか、激浪を跳ね返す堅固な防潮堤を築くかの二者択一の選択を迫られました。土地の世話役、山口平右衛門さんは、堤防を作りましょう。土地を捨てるなど考えないで下さいと動揺する民心を鎮め、堤防作りに奔走し、明治32年石積堤防の建設工事が始まります。石積堤防は完成するのですが、その後も、台風被害は続き、服部伊太郎さんの「堤防を思う」に次のように記述があります。



「しけの時は、男衆は家の前に砂利を入れた箱を並べて、波よけをつくり、一晩中寝ずに満潮を過ぎるまで警戒するのだが、堤防を越した波の力は想像以上に強い、どんな様子かと小路の端に立って左右を見まわしているといきなり地響きを立てて堤防を越して来た砂利を含んだ大量の海水に足をさらわれ、戸外においてあったコンクリート製のごみ箱と共に表通りまで一気に流されてしまうのは誰も経験したことである。家の中に侵入した海水が残した砂利の量は大変なもので、それを取り出すのに一週間から10日もかかる量でその労力はたいへんなもので、その不安と恐怖とともにこの地区の人々が味わったつらい気持ちは、他の地区の方には理解しかねるものがあつた」

戦後もかなりの時期まで、このような状況が続き、海岸に生活することは、それはそれはたいへんなものであつたことがわかります。それでは、昔から、焼津旧三町はこんなだったのだろうかと考えていたのですが、一枚の古地図に目が止まりました。

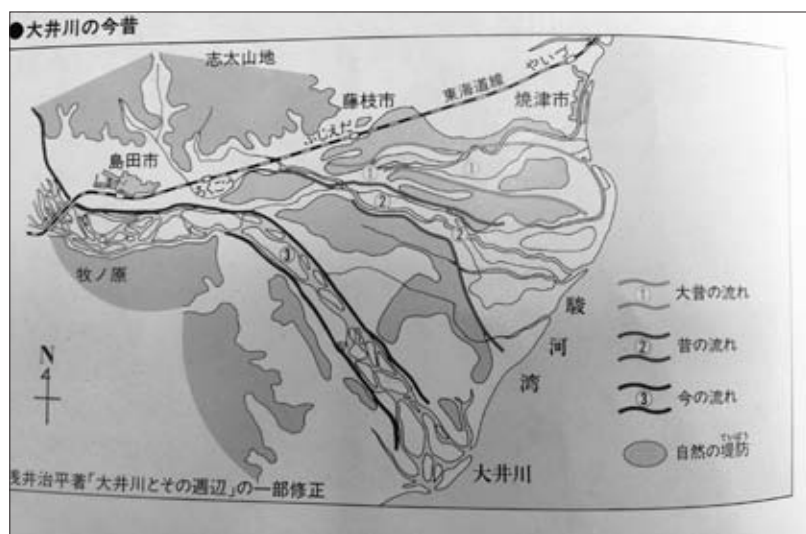


この古地図は、焼津鯛ヶ島、城之腰、北新田旧三町の1800年前後の図面です。下が、現在の堀川で、海に向かい川があり、その先に松林があり、海岸線が続きます。石積み堤防は、上の川の手前岸の川境に作られるのですが、海岸線が明治の時代より100mほど沖に伸びています。言い換えれば、100年ほどで、猛烈な海岸浸食が進んだことになります。焼津市史の関連文献を読んでいると林豊院は、かつて小川地区にあり、その存在が、乙女が丘海水浴場の沖合300Mほどのところにあったとの記述があり、1498年の明応の大津波で水没したとあります。つまり、焼津の海岸線は、江戸時代よりさらに、沖に伸びていたことになるのですが、江戸時代を通じて、海岸浸食がどんどん進んでいきます。このような海岸浸食がなぜ起きてきたのか、文献には何も書いてありません。しばらくこの原因が深い疑問としてあったのですが、大井川町史や、島田市史にその原因と思われる記述があり、

「天正18年（1590年）横岡と相賀の間を流れ牛尾山へ突き当り西へ折れ、横岡と牛尾山の間を通り河原町を経て特淵山に当たって北に走る」どこがどこなのか焼津のものにはわかりませんが、さらに、

「大井川は、天正寛永の間に至り今日の如く飯淵、川尻にて海に入ることとなりたれども、その前は、小杉と田尻の間に海に入りとぞ」何と、大井川は、現在の栃山川のあたりを流れていたことになるのではないかと。とすると、旧大井川町は、1590年以前は、遠州だったのです。急激な大井川の流路の変更があったことと、海岸浸食に大きな関連があるのではないかと考えられます。

以前から気になっていた、石津地区の海岸のせり出しは、大井川の堆積物の痕跡と考えると納得がいき、まさに、焼津の高波の被害は1590年の大井川の流路の変更（瀬替え）に、その原因があったことで理解されます。大井川は、太古の昔から流路を変えながら、今日に至るのですが、その最大の流路の変化が、天正の瀬替えです。それ以前の大井川は、まさに下図の如く、古くは、黒石川流域を、室町期には、栃山川を中心とした、幅広い流域で乱流していたようです。図では、②に該当する流域で、河口部は高新田から、田尻までの幅広い地域になります。流路の変更は、①②の地域の新田開発につながるのですが、同時に、海岸浸食が大きな問題になっていくのです。



〈参考引用文献〉

- 「焼津水産史」、
- 「50周年記念写真集、やきつべ」
- 「島田市史」
- 「私たちの川、大井川」
- (財) 中部建設協会 発行
- 〈寄稿〉

(株)金虎 専務取締役 寺尾仁秀様

講演会

なんでも鑑定団 裏話

西洋アンティーク評論家

岩崎 ひろまさ 紘昌氏



今ご紹介があったように、僕は1回目の鑑定団から11年やって、その後引退して後輩に道を譲って、今は本業をやっているんですが、まず、この話をぜひ聞いていただきたいと思います。

京都に門跡寺院というのがあって、京都、奈良には神社・仏閣が3,000あると言われてますが、門跡寺院というのはそう多くないんです。外から見ると、お寺さんの堀に1本の線が回ってあって、それで区別してる。一般の方は入れてないので、ガイドブックにもない。そういう場所に取材に行かないかという話があったんですね。それは行きたくないですよ。「普通行けないところに行けるようなところがなければ、テレビの特徴がないじゃないか」みたいな話を、行かせていただきました。

まず玄関の広さがちょうど約10畳ぐらいあるんですよ。そこから中3メートルぐらいの廊下がずっと20メートルぐらい通ってまして、突き当りの部屋を見て何かをしゃべれというようなお話でした。

襖を開けたら約10畳ぐらいのお部屋がありまして、床の間があって掛け軸がかけてある。このお部屋に入って最初に気がつくことは、壁も、網代の天井も、みんな真っ黒なんですよ。今なら、施工屋さんに頼めば、土壁でも何でも墨汁を入れて黒く塗ってくれるんですけど、300年前、400年前に墨汁を入れるなんてあり得ない。墨は金ほど高いと言われていた時代です。場所が京都となると、これはもう裏日本から持ってきたイカ墨を入れてるに決まってるわけですよ。四方の壁も天井も黒いお部屋です。そして、入るときに障子の引き手を見ると、ひょうたんなんですよ。柱を見ますと、釘隠しもひょうたんなんですよ。

つまり、ここにいた方は、秀吉ゆかりの方に決まりですよ。江戸時代には平均寿命が30年でした。そうすると、ここにいた姫は15、16で見染められてお城に上がるわけですよ。そして大体出されてくるのが20歳。出される理由は、大まかに3つありますよね。一番大きいのが世継ぎが生まれません。2つ目は、こっちにもっといい人ができたから、どっか行け。これはよくある話でした。3つ目は、これは私の類推であり、または学者の先生が専門にやっていることだと思いますけど、秀吉の時代に、例のキリスト教が入ってくるんですよ。キリスト教の問題でもめると、秀吉という人は怒るんですよ。その3つの理由だと私は思うんだけど、20で出されて10年間。一応お寺さんだから、御飯は毎日くれるし、ただ座っていればいいとはいえ、そんな人生って結構つらいんじゃないですかね。

そして、床の間に掛け軸がかかってますよね。掛け軸の図

柄がウサギなんですよ。これでもう私がテレビですべき話ではできな。ウサギの掛け軸というのは特別な意味があるんです。我々骨董屋は「ウサギさん」とは言わない。「捨身(しゃしん)」と言うんですよ。なぜかという、こういう話があるんです。

あるとき山に聖者がやってきた。森の動物は一生懸命走り回って木の実を集める。サルとかリスとか。ところがウサギだけはどうしても集めることができなかった。小寒い秋の日で、聖者のために火が焚いてある。ウサギは己の身を火の中にくべて、自分の身を聖者にあげてほしいと言うのでありますよ。そして聖者が「いやいや、私のためにそんなことをする必要はない」と言って、耳をつかんで持ち上げたときには手がもう焼け焦げていて、ウサギの手はだから小さいと言われてるんです。さあ、黒い壁で、引き手で、ウサギの絵。これで大体私としてはテレビで呼んでいただいた話ができるかなど。

☆鑑定団の依頼品の8割は掛け軸

ここで鑑定団の話にちょっと振ると、実は鑑定団って、もう大分やってますけど、一番多い鑑定品というのは、実は掛け軸なの。掛け軸が全応募品の80%近くを占めてる。なぜそんなにあるかという、床の間があったら、1年に何回も取りかえますよね。1本しかない家はないからたくさんあるわけだ。

それで、鑑定団見ると、「この谷文晁が真筆なら2,000万」とか言うじゃないですか。ここからなんですよ、面白いのは、人の精神構造が二分するんだよ。「うちのじいさんが雪の日に酔っ払って買って来た掛け軸に『文晁』って書いてあるけど、絶対本物に違いない」という人と、「いや、うちのじいさんが本物を持って来るわけねえ」って、こう2つに分かれるんだよ。本物と思う人が応募すると思う？逆なんだよ。応募するのはダメな人なんだよ。だから、17~18年もやってて一本も真筆が出たことがない。でも、皆さんの家にはないとは言っていないからね。調べてみて。とにかくウサギの掛け軸は少ない。在銘であろうが無銘であろうが、あったらちょっと大切にしようがいい。

掛け軸という、我々が長い間見ている中で、一番多い図柄は山水なんだよ。森があって、壊れた家があって、山があって、じいちゃんがこんな棒がついで歩いて、ここに雲があって、月があって、太陽があつてみたい。大体日本の古い掛け軸の7割、8割は山水。今、私のように現場で仕事をしていると、お父さん、お母さんが来て一番言われることは何かという、「うちにも古くからの掛け軸がいっぱいあって、息

子とか娘にやろうとしたら、『そんなもの、掛けるところが無いから捨てろ』と言われたんだが、どうしたらいいかと。朝から晩までこればかりですわ(笑)。多分同じ疑問を持っている方もいらっしゃると思うから、これ聞いて帰って。

掛け軸の山水がなぜ多いかというと、もう幕末、明治、大正、昭和の初めなんかには、御飯が終わるのは夕方5時です。だって日の出から日没までという人生だからね。時代劇見るとさ、行燈に火をともしたりしてるけど、あんなもん全部うそよ。行燈の油なんか、金より高いという時代だから、日が暮れたら寝る。夜が明ければ起きる。だから御飯は5時で終わるわけよ。明るいうちに。あとは手暗がりになっちゃうから、お母さんはお勝手したり縫い物したりする。お父さんは床の間の掛け軸の前に座るんだよ。眠くなるまでずっと掛け軸を見るの。いや、本当なんだって(笑)。だってテレビもラジオもないでしょう。暗いから細かい字は見えねえんだよ。

なぜ山水を見るか。山水というのは、よく見ると、下に木があって、山があって小屋があって、じいちゃんが駆けずる。あれはね、かわいい自分の子供が3歳で死んだ。「ヨシタロウは今ごろ山を登って、このじいちゃんのようになって、もう少し頑張ったら雲に乗って天に行ける」と思って見たんだよ。それが山水の意味なんだ。だから山水ばっかりあるの。ところが、今は全然時代が違うから、お父さん、お母さんにもそんな話は通じない上に、若者は家に帰ってきたってテレビしか見てないからさ。でもこの話、せっかく俺が呼ばれて来たんだから、覚えて帰って、何かあったら掛け軸。いいじゃん、床の間なくなっちゃって。それで、「何見てんの」って言われたら、この話を言ってあげてね。

もう一つ、これも絶対覚えて帰ってほしい。次に圧倒的に多いのが字なんだよ。みんな持ってきて「字が読めねえ」って。あれは読めないように書いてるんだよ。だって、読んだ瞬間終わりじゃん。「ああ、わかった」って帰るだけじゃん。でも読めなかったら、毎日その前に座って字を読もうとするじゃん。

こういう字が書かれた掛け軸見たら、字を数えてみな。大体五言絶句か七言絶句なんだよ。江戸時代、明治時代には、中国の漢詩を知っているというのがインテリゲンチヤの証なんだよ。五言絶句なら15字、七言絶句なら21字だよ。それで、覚えている漢詩の中の100項目ぐらいを頭の中に思い浮かべながら、「イチジンノコウフクハ……」とか読んでいくと、「ああ、この字は読めづらいけど『ジン』という字か」みたいな話なんだよ。そういうのが文化だというふうに申し上げているわけですよ。

そして、山水とか、字もそうだけど、後ろが白いじゃん。これね、塗っちゃだめなんだよ。見た人が何かを感じるために白くしてあるんだよ。西洋絵画で後ろが白いというのは絶対ない。でも日本の絵というのは後ろが白い。ほとんど掛け軸は白いから見てみて。絵描きは、後ろを描けば描けるんだよ。でも、その描かないことを「侘び」というんだよ。そして、見た人が一致した認識の中でその白いところにイメージできるというのが「寂び」という文化なんだよ。これは日本にしかないんだよ。ぜひ覚えて帰って、若者に「きょうはなんでこんなもの見てるの」と言われたら、そういうふうに言ってあげてくださいよ。日本の文化を何とか残してくれないと、みんな捨てたら何もなくなっちゃうよ、ということです。

さて、黒い部屋の話に戻します。黒い部屋に行って、掛け軸の話をして、この濡れ縁の障子を開けたら、縁側があるよね。縁側にお姫様が座って庭を見る。庭に石灯笼ってあるじゃん。あれ、何を見るかといったら、あの穴を見るんだからね。たまに石灯笼の穴があっち向いて全然見えない家があるわけよ。それは施主が悪いか庭屋が悪いかだから、すぐ直したほうがいいよ。濡れ縁に座って石灯笼の穴を見て、そこに来し方行く末を考えるとというのが日本の文化なの。それが、その穴もひょうたんなんだよ。もうこうなるとさ、ここに送られたお姫様は半端じゃないよね。やっぱりこういうところに行ってみるとね、なかなか感ずるものがあるんですよ。それが僕らの喜び、楽しみ。古いものの楽しみです。

ここからがまた笑っちゃうんだよ。フランスのロダンっていう作家がいるじゃん。ロダンのものを持って人が来るんだよ。「え？ロダンってそんなにあるの？」みたいなの。あるんだよ。あれさ、本人は石膏でつくって職人に渡して、職人が抜くんだよ。「本抜き3個、後抜き10個」って、わかる？先生に納めるのは本抜き3個なんだ。でも、型を割らずにあと10個つくって内緒で売るわけ。だからロダンの作品はあんなに多いと言われてる。だから、後抜きか先抜きかを見るとというのが我々の仕事なわけ。この世の中は大体そんなもんよ。わかりやすいんだよ、だいたいが。

それから、掛け軸の話で、これもぜひ覚えて帰っていただきたい。どうして谷文晁ってそんなに高いの？どうしてそんなにないの？これを聞いたらみんなわかるよ。僕がテレビで何回言っても全部切られるのがこの話だよ。

文晁の時代っていうのはさ、紙がないじゃん。だから子供が道路に棒で絵を描くわけじゃん。「おまえは5歳でこんなに絵がうまい」って。大体そういう家は貧乏だから、近所の人がお金を集めてくれたり親戚がお金をくれたりして、京都とか奈良の絵の先生のところに出すわけだ。15で上がって、18までの3年間は丁稚奉公といって、廊下をふいたり、子供のお守りをしたり、御飯炊いたりして、描かせない。18ぐらいからやっと絵の具の洗いとか、そういうのをやらせる。そして20ぐらいからやっと描かせてもらえるわけ。人生30年だから、残り10年。死ぬまでにそんなにたくさん描けるわけがない。

その時代に絵を発注する人は誰？殿様でしょう。殿様が春のある日に朝起きて障子開けたら、「おう、梅に鶯がとまっている。こんな絵が欲しいな」とぼつりと言うと、家来は百両持って文晁のどこに行くんだよ。そして百両置いて、「うちの殿が梅に鶯の絵が欲しいとおっしゃった」って言うんだよ。百両って、大体今の1,000万ですわ。そこで、半分の500万をよけて、重立った弟子に十両ずつ持たせて全国に飛ばす。何のために飛ばすか。絵具だよ、絵の具。絵の具がないんだよ。絵具がないから作品がないのよ。だって、青という色はさ、ラピスラズリという宝石を砕いて膠と練って青だよ。白は雲母だよ。京都の街に雲母なんかあるわけじゃないじゃん。そういうことなんだよ。だから作品がないんだよ。

だから、鑑定団に行かなくてもすぐわかる方法。家に掛け軸があったら開けてみな。100年経っても色が一切褪せてないのは、いいもんだよ。だって顔料だよ。鉱物だから、100年や200年なんかじゃ褪せない。僕ら骨董屋が、100本の掛け軸をなぜ30分で見れるかっていいたら、もう広げた瞬間

にわかるよ。色を見てるから。色の次に在銘かどうか、中に何が描かれてるか、箱があるかどうかというふうに見ているだけです。

それで、さっきの墨の話。墨というのはさ、例えば松煙墨なんていったら、1トンの松を燃やすわけだよ。それを煙突ですっと30メートルぐらい引っ張って、一番先で下りた煤でつくった墨は1,000年もつんだよ。平安朝の木簡に書かれてる墨がなぜ今も読めるかといったら、これだからだよ。うちらがなぜすぐ見ただけでわかるかといったら、幕末の本当にすごい作品は、150年経っても、きのう書いたがごとく墨色がきれいだからだよ。

☆鑑定団で出てくる値段の話

鑑定団の話に戻るけど、鑑定団って、今出る人あんまりいないみたい。なぜ出ないと思う？あれさ、今から7、8年前、高額の商品の人のところに税務署が入ったんだよね。あのテレビって、よく見てみな。鑑定士と言われている骨董屋のおやじに、「幾らすと思うか」って聞いてるだけで、「幾らで買うか」とは聞いてないじゃん。「幾らすと思うか」と聞かれたら、それはご祝儀でよく言ってあげれば喜ぶわけじゃん(笑)。こんな印判の皿さ、2,000万とか言ったら、それは税務署の人は骨董屋じゃないから、2,000万はどうして出たのかって聞きにくるんだ(笑)。

そういう現実の中で、もうすごい持ってる人は来なくなっちゃったわけ。だって2,000万は高すぎなんだもん、はっきり言って。ここに骨董の人がいたらわかる。「あの印判の皿がどうして2,000万するんや」と。あれで売れたら、誰も働くやついねえよ。僕さ、例えば新年税務署長会とか、いろんなところに呼ばれて講演会すると、めちゃくちゃ質問が来るんですよ。「あの値段はどういう根拠ですか」とか。僕は正直に言うからね。「いや、あれは高すぎるね」って(笑)。

その上ね、日本には所定鑑定制度というのがあって、その作品はその人しか見れないようになってるんだよ。例えば「谷文晁ならこの人」とか、「大観ならこの人」とか、その人しか見れないの。もっと具体的に言うと、例えば、じいちゃんが酔っ払って横山大観のものを持ってきたけど、見てほしいとするじゃん。池之端に大観美術館があるから電話する。「12月の1日に来てください」みたいな話になって、大体早くて1カ月、長いと2、3カ月預かりになって、取りに行けば所定鑑定してくれます。もちろんだめでも金はかかるよ。

所定鑑定って何かというと、こういう大観の掛け軸があったら、この裏のところに、「真筆に違いない」と書いて、「鑑定人だれだれ」と書いて実印押して、ほら、パウチッコって知らないかな。ぺたっとやったらもうはがれないようなやつあるじゃん。あれになってんだよ。それで、持っていった掛け軸の箱にまた箱書きしてくれて判こ押してある。それが所定鑑定だ。それでどのぐらい違うかっていったら、うちらみたいに日本のものも西洋のものも全てやってるところは、結構来るよ、お客さん。ところが、所定鑑定はないけど絶対に間違いないと思うものがあるけど50万しか出せない。だって、買うお客さんが同じことを聞くじゃん。「これ、所定鑑定取れてないのに、なんで岩崎さん、500万するの？」って。所定鑑定が取れてたら最低でも200は出さなきゃ、というぐらい違うの。だからここに来ているお父さん、これから頑張るって

取ってよ。これさえ踏んでれば、「じいちゃんはいいい人だった」「ばあちゃんはいいい人だった」って子や孫に言われるから。頑張るって、本当。

☆西洋アンティークが残るわけ

さて、黒い部屋のお姫様と石灯籠の話をして帰ると、「岩崎さんって、西洋アンティークってなってるのに、なんで日本のことだけしゃべって帰るの？」って言われるんだよ(笑)。いや、僕は全ジャンルやってるから両方の話するんだけどね。次は西洋アンティークの話するからね。ちょっと水飲ませて。のどかわいたよ(笑)。

あるときテレビが来て、「イギリスの貴族の邸宅に行きたくないですか」って言うのよ。僕、ロンドンの骨董屋で働いてたから、ロンドンもその後足しげく40年ぐらい行ってるけど、貴族の家なんて普通の人は入れないからね。「行く行く」って。ロンドンから2、3時間離れたところに大きい田畑持ってる、そこが屋敷なの。用事があつたら馬車でロンドンに来て、用を足して帰ると言う生活をしてたわけ。貴族のことを「ジェントルマン」って言うじゃん。あれ、最低1ジェントリーの土地を持ってる人のことをジェントルマンと言っただけで、1ジェントリーって、後樂園球場の1,000倍くらいだよ(笑)。

とにかく行ったんだよ。そしたら、このホテルみたいな大きさのものがあるわけ。「さすがに貴族の家はでけえな」なんて言って、僕と吉本のお笑い芸人と2人で、あとはテレビのスタッフと行ってさ。すると、こんな背が高くてかっこいいお姉ちゃんが書類抱えて出てきて、「ハロー」とか言って。「さすがに貴族のお姉さんはかっこいいな」なんて思ったら、これ事務所なんだよ。屋敷じゃねえんだよ。こんな大きいんだぜ、事務所が。「屋敷はどこですか」って聞いたら、「この道を約7分行ったらあります」って言うから、テレビの人がさ、「それじゃ岩崎さん、2人で歩いてください。後ろから撮りますから」って。ところが、歩けども歩けども全然見えない。もう1回確認したら、車で7分だって。「早く言ってよ」みたいな(笑)。

それで玄関に行ったら、これの3倍だよ、玄関が。床が全部石で、奥さんが今のご当主なんだけど、秘書の方と一緒に出迎えてくれた。そんときにさ、吉本のばかな芸人がさ、つるつと滑って転ぶ真似するわけ。そしたら奥さんがさ、「うちの屋敷で転んでけがされたら困るので、きょうの撮影はなしにしてください」って帰っちゃうんだよ(笑)。もう謝って



謝って、「もうこいつ出しませんから許してください」みたい
に言って、やっと機嫌直して来てくれてさ。もう往生したよ、
本当。

それで、この部屋の3倍ぐらいの玄関の隣に、日本的に言
うと50畳ぐらいの広さの部屋があって、そこがダイニング
ルーム、食堂だよ。大テーブルに50人ぐらいの貴族が集まっ
てきて、毎晩御飯食べたりして交歓するわけ。貴族というの
は婚姻関係を結ぶのが仕事だからね。だからヨーロッパの貴
族は全員親戚です。革命前のロマノフ王朝も親戚です。毎晩
来て、「うちにこういう娘がいる」とか「息子がいる」とかやっ
てるの。

このテーブルが、1700年代のチッペンデルという家具師
がつくった家具なんだよ。チッペンデルの椅子はサザビー
で1脚300万から始まるからね。それが50脚ぐらい並んで
んだよ。テーブルは一枚板だよ。「これチッペンデルじゃ
ないですか。椅子もチッペンデルですね」って言ったら、
奥さんが、「あら？あなた外人なのによく知ってるわね」って。
「いや、済みません。仕事なんです、これが」みたいな。その
ぐらいすごいんだよ。

そうやって言ったら喜んで、「隣に銀の部屋があるけど見ま
すか」って。10畳間ぐらいの部屋の天井から下まで全部引き
出しで、開けたらスプーンとかフォークとかナイフが全部あ
るんだよ。真ん中の大テーブルに燭台とかコンポートとか、
どかどか置いてあって、「え？これ全部銀食器ですね」って。
そこで3人の女性が働いてるのよ。15、16で田舎から連れて
こられて、一生銀を磨いて終わりだよ。なぜ銀食器を使った
と思う？みんな食べるときに、中に毒が入ってないかと思っ
て戦々恐々で食うんだよ。偉いやつは、硫黄成分に銀を浸け
ると、すぐ真っ黒く変色するの。それで銀器なんだよ。だか
ら、お客さんが来たときには、ぴかぴかにしたものを出さ
なかつたら絶対許されない。ぴかぴかだと、ちょっと亜鉛が
かかっても、硫酸がかかっても、すぐ変色するから。だから
銀器なの。こんなに銀器があって、一生磨くんだけ。これは
大変だよ。日本も大変だけど、向こうの人も大変だよ、これは。

貴族というのは、その広大な庭で麦つくったり芋つくつた
りして、それを町とか外国とかに売るわけ。お金が上がるじゃ
ん。でも、銀行がないから、上がったお金を家に置いとけな
い。それでみんな美術品に替えたから、西洋美術はあんなに
あるということなの。うちは、その残ったものを探してきて
売るといって、何だか嫌な商売だよ、考えたら。でも、そ
ういう人がいなきゃ残らないわけ。

次にまた、「このお部屋も見ますか」って、行ったら、5メ
ートルの幅で50メートルぐらいの廊下がずっとあるんですよ。
その壁に全部絵がかけてあるの。その絵が全部ターナーだ
よ。19世紀末のイギリスを代表する、世界を代表する風景
画家です。全部原画がかかっているの。「これ、どうしたん
ですか。ターナーですね」って言ったら、「あなたよく知ってる
わね、外人なのに」「ああ、済みません。仕事なんですけど」
(笑)。だってね、ターナーの原画って、サザビーのオークシ
ョンでエスティメイト3,000万ぐらいからだよ。1枚が。聞い
たら、「いや、うちのグランドファーザーの時代に、ターナー
さんはここで寝泊りしながら屋敷の庭を描いてた」とか。「あ
あ、そういうことかいな」みたいな。とにかくすごいんだよ、
向こうの貴族は。



この50メートルの廊下で何したのかというと、向こうは
9月から2月の6カ月間、雨と雪で、お父さん寒くて外へ出
れないじゃん。だから健康のために廊下を歩く。ずっと行っ
たり来たり。歩くのに寂しいから絵がかかっているというわけ
で、これをギャラリーと言ったって。日本だと、6畳一間
ぐらいのところにギャラリー何とかがあってやってるけど、あれ
はギャラリーじゃねえんだよ。ほんとすげえよね。俺もね、
テレビはギャラが安くて本当に嫌だったけど(笑)、こういう
ので行かせてくれるのがいいよね。テレビの特技のだよ。

僕がその屋敷に「行きたい、行きたい」と言った理由はこれ
だよ。19世紀の末に、必ずそういう家なら日本の文豪、夏
目漱石が来てるに違いないと思ったの。僕、夏目漱石のファン
だからね。1900年、日本を代表する英文学者として、第
1号の国費留学生としてイギリスに留学したんだよ。ご存じ
のとおり、漱石は4カ月かけて、船でインド洋を通過してリバ
プールに上がるわけ。そのときの日記があるけど、日本を代
表する英文学者なのに、イギリス人が言っていることが何もわ
かんなかったという、これなんです。

それで、ちょっと僕のくだらない話、聞いてくれる？僕さ、
なんでこの仕事をしてるかといったら、昭和41年に世界一
周に出たの。そのころって、日本の給料が3万円ぐらいだっ
たと思うよ。18万円しか持ち出せない時代に僕は行ったの。
行ってみたら、向こうは給料が40万ぐらい。今のアジア社
会と日本社会ぐらいの格差があるわけ。18万円なんて、す
ぐなくなるよ。シベリア鉄道でスウェーデンに上がって、デ
ンマーク、ノルウェーとかずっと見て、東ヨーロッパ見て、
ヨーロッパって、もうそこまで行く前にお金ないよ。だけ
ど銀行送金なんかない時代だよ。もう働かざるを得ないわ
け。ロンドンに行ったら、求人広告に給料がすごくいいと
ころがあって、「何だ？これは」と思ったら、アンティークショ
ップなのよ。僕も一応大学生だからね、「仕事を探してる」とか、
その程度は言えるじゃん。ところが、返ってきた英語がさ、
何も通じねえんだよ。いわゆるコックニーって言って、日本
でいうと鹿児島弁とか弘前弁みたいな言葉をしゃべってるわ
け。こっちの言ったことは通じるのに、僕は全然わかんない
わけよ。「やべえ、これはもうだめか」と。「こんな給料いい
とこで働けなきゃ、どうしようか」と思ってたら、そのお父
さんが、「ちょっと待て。おまえはアンティークが好きか」っ
て言ったんだ。ゆっくりと、わかる英語で。俺、全然好きで
も何でもなかったんだけど(笑)、今これ逃したら、もうこ
んないい仕事ないんじゃないかなと。それで「Yes, I do.」っ
て言ったら、「あしたの朝10時から来れるか」「来ます」。それで
僕は働いたの。だから、これからたくさんオリンピックに向

けて外人が押し寄せて来るけど、焼津にもいっぱい来ると思うけど、お父さん、優しくしゃべってあげて。本当だよ。僕はこの一言がなければ、この道にはいないよ。本当だよ。だってここだめならほかの仕事を探したかもしれないもん。アンティーク以外のね。この仕事してないね。

行ったらさ、鍵開けて、掃除して、鞆とかテーブルとか磨くわけよ。2日目ぐらいに、朝からこういうポストンバッグに金いっぱい入れて持ってくるの。骨董屋って現金だからね、基本は。それで、こんな汚い、ぼろっちい懐中時計とか買うんだよ。最初はさ、「あのおやじ、頭おかしいんじゃないか」と思ったの。次にお母さんが来てさ、こんな皿に、ばんばんとお金。いやあ、もうほんと、僕はあれで人生全部狂ったからね。あのお金が動くのを見なかったら骨董屋になってなかったかもしれない。

この仕事を始めて40何年経って、今思うのは、あのときポストンバッグのお金で懐中時計を買ったお父さんは偉い。お母さん、偉い。40年、50年経って、今古いものは何もねえよ、世界中から。どこに行ったら幕末のものがありますかい。どこに江戸時代のものがありますかい。明治のものもねえじゃん。大正もねえよ、昭和の初めもねえよ。だから、そのころ買った人の孫や子供は、「うちのじいちゃんは見る目があつた」と言ってると思うよ。それがあつたの今の状態だということを言いたいんだからな、僕は。だから家にあるものは大切にしておよ。それが掛け軸を捨てちゃいけないと言ってる意味よ。

そして、イギリスの貴族の邸宅に行って、僕が最後に、「お母さん、お願い。芳名録見せて」って言ったの。テレビの人は、「岩崎さん、もう9時半回ってるから帰りましょうよ」。「いや、最後のお願い。もうそれだけが僕のお願ひ」。そうしたら、お母さんがすっかり気をよくしてくれてるわけ。「あんた、よく知ってる外人ね」みたいに言って。「芳名録を持ってらっしゃい」と。2階から。その芳名録の大きさが、このテーブルの半分ぐらいだからね。それを、せかさながら、よいしょ、よいしょと7ページ目。あつたんですよ、夏目漱石。本名は夏目金之助。ああ、もう本当に生きててよかったなと思ったよ。

何度も言うけど、僕と漱石を同列に言ってないよ。そんなことじゃないよ(笑)。ただ、僕も言葉が通じなかったけど、明治に来た漱石はもっと苦労したと思うんだよ。そういうのが漱石の心の痛みになって、胃が悪くなって52歳の短い人生を閉じるんです。そういうのを読んでみると、「いや、漱石の時代は大変だったろうな」と思わざるを得ない。

僕はいつも最後にこの話をして帰らせてもらうんですが、鑑定団が始まってすぐのころに、「ブラジルに出張鑑定に行け」という下命があつたんですね。ブラジルというのは、ご存じのとおり移民100年ですよ。移民の人はたくさんお宝を持っているに違いない」とテレビ局が言うので、「行きます、行きます」って言って行ったんですよ。そうしたら、一世のお父さんが掛け軸持って来たの。開いたら、明治天皇、大正天皇、昭和天皇、歴代天皇陛下のお顔がずっとついた掛け軸で、ぼろぼろ。「これ、どうしたんですか？」って聞いたら、「国を出たときに、父親が、命の次に大切にしろ」と。5歳だよ、国を出たの。「それから再び日本の土を踏んだことがない」って言うんだよ。ブラジルって温度差がすごいから、ぼろぼろになるって。それを捨てないで持ってるんだよ。それに某さんがつけた値段が2,500円(笑)。僕じゃねえよ。5歳

で来て、80年間捨てないでいたっていうお父さんの気持ちはさ、それは2,500円じゃないだろう、やっぱり。僕も今もう70だから、今なら言える。「いやお父さん、物はお金じゃないよ。ブラジルで一世で苦労して生きた。それはお金じゃないんだ」って言える。でも、そのときまだ若かったから言えなかったね。お父さんのあの恨みに満ちた目が、ここに浮かぶね(笑)。生涯浮かぶね。いやあ、人には優しくしよう、本当に。

次に出たお母さんも一世。70後半。母が「瀬戸物は高いから」って、梅干しとかみそを入れる蓋物の焼き物あるじゃん。あれを持たせた。70年間割らないでとっといたんだぜ。つけた値段が500円だ(笑)。もう人生嫌になったね、あのときは。間違っていないだよ、だって1,250円でデパートで売ってるからね、今も。しかし残酷なもんだよね。人生は。

今ならわかるのよ。これが10万とか20万とか言ってるけど、それはあくまでも現代資本主義社会における話であって、本当に尊いのは、やっぱりその思い出だよ。そのお父さんが5歳まで生きた日本の思い出、お母さんが7歳まで生きた日本の思い出というものは金にかえられない。それがお宝というもんだと、僕は今思ってるよ。本当に。それを考えるとね、やっぱり物は値段ではないだろうと。それはあなたが親からもらって、じいちゃんからもらって、あなたが次の世代に遺すというのが人間の仕事だと思う。それしかないと思っ

ていますよ。何の役にも立たない話をしてしまったな(笑)。僕ほんと、いろんなところに呼んでいただくけど、こんなたくさん来て聞いていただいて、本当に感謝にたえない。多分お家にいろんなものがあるから来てるんだと思うのよ(笑)。そういう人じゃなきゃ来ないから、こんなところにね。本当に感謝したいと思います。ありがとうございました。



法人会活動

(平成26年5月28日～10月28日)

全法連・東海法連・静岡県連

10月16日 第31回法人会全国大会(栃木大会)

全国の法人会会員約2,000名が一堂に会して、平成26年10月16日(木)、第31回法人会全国大会(栃木大会)が、栃木県総合文化センターにて、国税庁林長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

第1部の記念講演会では「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」という演題で、TBSテレビ報道局、解説・専門記者室長の杉尾 秀哉 氏の講演が行われ、第2部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に平成27年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



牧田会長、鈴木・青島副会長、伊久美事務局長参加

5月28日
(一社)静岡県法人会連合会
青年部会・女性部会連絡協議会
第2回定時総会
会場 / 静岡グランドホテル
中島屋



6月13日
（一社）静岡県法人会連合会 第2回定時総会
会場 / ホテルセンチュリー静岡



6月27日
東海法人会連合会青年部会連絡協議会
第23回定時総会・情報交換会
会場 / 名古屋キャッスルプラザ



9月12日
東海法人会連合会 第26回定時総会
会場 / 名鉄グランドホテル



10月3日
（一社）静岡県法人会連合会
女性部会連絡協議会
第24回情報交換会
会場 / 静岡グランドホテル中島屋



10月28日
（一社）静岡県法人会連合会
青年部会連絡協議会
第24回情報交換会
会場 / 静岡グランドホテル中島屋



写真で見る

法人会活動

(平成26年5月28日～10月28日)

本 会

6月17日 新設法人説明会
(主催：藤枝税務署 /
後援：(公社) 藤枝法人会)
講 師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門
上席国税調査官
浦田芳弘 氏
会 場 / 焼津市文化センター



7月11日 営業セミナー
テーマ 「実践！価格交渉術講座」
講 師 / にしむらセールス&
ヒューマン研究所 所長
西村文彦 氏
会 場 / 焼津市文化センター



7月15日 税務講習会
テーマ 「ここが変わる！
平成26年度税制改正」
講 師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門上席
国税調査官 浦田芳弘 氏
会 場 / 焼津市文化センター



8月5日 本会・青年部会・
女性部会
役員合同事業報告会
会 場 / 小杉苑



8月22日 実務講座
テーマ 「やさしくわかる総務・
庶務の実務」
講 師 / (株)人事サポートプラスワン
代表取締役・経営士
松本健吾 氏
会 場 / 焼津市文化センター



9月3日 弁護士講習会
 テーマ 「雇用に関するトラブル事例」
 - 経営者が備えるべき留意点 -
 講師 / 弁護士法人ライトハウス法律事務所
 弁護士 安谷屋 妙氏
 会場 / 焼津市文化センター



9月17日 税務講習会
 テーマ 第一部「私たちの暮らしと税金」
 - 県税の使い道と県税を巡る
 トラブル事例など -
 第二部「平成26年度税制改正(法人税関係)」
 講師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長 鷺山壽一氏
 藤枝税務署 法人課税第一部門
 上席国税調査官 浦田芳弘氏
 会場 / 焼津市文化センター



10月8日 税務講習会
 テーマ 「自主点検チェックシートの活用と
 税務調査」
 講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括官
 真野淳一氏
 会場 / 焼津市文化センター



青年部会

6月10日 税金教室
 テーマ 「税務コンプライアンスと
 調査事例」
 講師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門統括官
 中川雅彦氏
 会場 / 藤枝パークインホテル



9月25日～27日 研修旅行
 北那覇法人会青年部会
 との交流会、沖縄視察



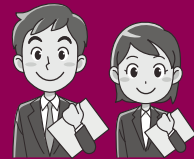
女性部会

10月7日
 第4回税に関する絵はがき
 コンクール審査会
 会場 / 藤枝商工会議所



注目

改正される相続税のことを お知りになりたい方へ



平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられます

Q. 基礎控除って、いくらなの？

A. 基礎控除額は、次のとおりです。

【改正前】平成26年12月31日までに相続が開始した場合

$$5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の数})$$

改正

【改正後】平成27年1月1日以降に相続が開始した場合

$$3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$$

相続などで財産をもらったら
相続税がかかるのかしら？



その総額が基礎控除
を超えなければ、申告
は必要ないですよ！

(例)相続人が、妻と子供2人の場合の基礎控除

【平成26年12月31日まで】

$$5,000万円 + (1,000万円 \times 3人) = 8,000万円$$



【平成27年1月1日以降】

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円$$

※ 相続した遺産額が基礎控除額を超す場合は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

相続税について“もっと知りたい、調べたい”方は…

★ 国税庁ホームページ“www.nta.go.jp”へアクセス！

相続税の概要を説明したパンフレットや具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例などの情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しています。

また、税に関するインターネット上の相談室「[タックスアンサー](#)」もご利用いただけます。

※ 国税庁ホームページのイメージは、次ページをご参照ください。

★ 「電話相談センター」なら“電話”で相談できます！

最寄りの税務署へ電話すると、自動音声によりご案内しますので、「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は、「2」を選択）を押しますと、電話相談センターにつながります。

※ 番号の選択方法は、次ページをご参照ください。

【注意】 にせ税理士にご注意ください！

税に関する相談や申告書の作成は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません。^(注)

税理士等をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「[税理士情報検索サイト](#)」(<http://www.zeirishikensaku.jp>)で税理士等の検索が可能です。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。



名古屋国税局・税務署

まずは、「国税庁」で検索してみましょう！

国税庁

検索



税について調べる！

税に関するネット上の相談室！

土地の価額を調べる！



申告手続を調べる。申告書等の用紙をダウンロードする！

よくある質問を調べる！

相続税・贈与税・事業承継税制関連情報
★相続税・贈与税等の特集ページです！

お気軽に「電話相談センター」へお問い合わせください！

① 最寄りの税務署へお電話をお掛けください。



② 自動音声によりご案内しますので、「1」を押してください。



③ 相談内容に応じて、次の該当番号1～5を押してください。
「相続税の相談の場合」は、「2」を押してください。

1	所得税(個人の方の給与、年金、事業など)
2	相続税、贈与税、財産評価、譲渡所得(個人の方の土地、建物、株式の売却など)
3	法人税、源泉所得税、年末調整
4	消費税、印紙税
5	上記以外の国税等、又はご不明の場合



④ 電話相談センターの職員が対応します。



11月、12月は滞納整理強化月間です =あなたの税が豊かな暮らしと未来を創ります=

県税・市町税は、道路、教育、福祉など、さまざまな分野のサービスや環境をよりよくするための大切な「源」となっています。

静岡県と県内市町は、税収の確保と期限内に納税している方との公平性を保つため、今年も11月、12月を「滞納整理強化月間」と定め、県・市町一体となって徴収の強化に取り組んでいます。

藤枝財務事務所の主な取組み

- 滞納処分強化等
 - ・個人事業税と自動車税の滞納初期における徴収の強化
 - ・個人県民税の直接徴収の強化
 - ※個人県民税は、市町が、個人市町民税と併せて徴収することになっていますが、地方税法第48条の特例により、県がその一部を直接徴収しています。
- 研修会の開催
 - 対象 静岡県及び県内全市町の徴収関係職員
 - 日時 11月26日(水)13:30～16:00
 - 場所 藤枝総合庁舎別館2階第1会議室
- タイヤロック装置の見本展示
 - 展示場所 藤枝総合庁舎1階ロビー
 - 展示期間 12月8日(月)～12月25日(木)
 - ※タイヤロックとは、差押えた自動車のホイールを専用の装置で固定し、運行できなくする措置です。



藤枝財務事務所と管内市町が協力・連携して実施する取組み

(島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)

- 街頭キャンペーンの実施
 - ・11月3日(月・祝) 金谷夢づくり会館 (島田市と協働で実施)
 - ・11月9日(日) 島田市おび通り、本通り (島田市と協働で実施)
 - ・11月12日(水) まんさいかん藤枝 (藤枝市と協働で実施)
 - ※いずれも、「税を考える週間」街頭キャンペーンと合わせて実施。

ふじっぴーも参加!



- 県・市町連名の催告書の作成及び送付
 - 県・市町が一丸となって徴収を強化していることを知らせるとともに、自主的に納付していただくため、県・市町連名の催告書を、滞納している方に送付します。

法人県民税・法人事業税を申告される方へ

静岡県では、平成 26 年 1 月 1 日から、法人県民税・法人事業税の事務を沼津・静岡・浜松の 3 つの財務事務所に集約しました。

申告書の提出は、今までどおり藤枝財務事務所でも受け付けいたしますが、内容についてのお問い合わせは静岡財務事務所をお願いします。

法人県民税・法人事業税のお問い合わせ先

静岡財務事務所直税第 1 課法人課税班（電話 054-286-9160）

〒 422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20（静岡総合庁舎 3 階）

※財務省東海財務局静岡財務事務所（静岡市葵区追手町）とは別組織です。

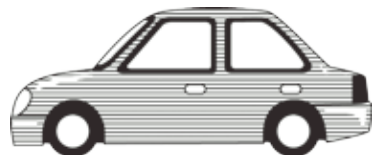
お間違いのないよう御注意ください。



平成 27 年度の「自動車税のグリーン化」

環境に優しい自動車を普及させるため、排出ガスや燃費の環境への負担の程度に応じて、自動車税額を、軽く又は重くする「自動車税のグリーン化」を実施しています。

平成 27 年度は、標準税率に対し概ね下表の率となります。



税率が軽減される自動車（平成 27 年度）

H26.4.1 ~ H27.3.31 に新車新規登録された自動車		
電気自動車 天然ガス自動車（排出ガス要件あり） プラグインハイブリッド自動車 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル車（H27 年度から追加）		-75%
平成 27 年度燃費基準値	20%以上燃費向上	-75%
	10%以上燃費向上	-50%

税率が高くなる自動車（平成 27 年度）

ディーゼル車	平成 16 年 3 月 31 日以前に 新車新規登録されたもの	バス・トラック	+ 10%
		上記以外	+ 15%
ガソリン車 LPG車	平成 14 年 3 月 31 日以前に 新車新規登録されたもの	バス・トラック	+ 10%
		上記以外	+ 15%